~厚生労働大臣が定める掲示事項について~

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

明細書発行体制加算

当院では、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査や手術等の名称が記載されます。 発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

医療情報取得加算

当院ではオンライン請求およびオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴・薬剤情報・特定検診情報・その他必要な情報を取得・活用して、より質の高い診療を提供できるように努めています。

夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、土曜日の 12:00 以降に受付の方は夜間早朝加算が適応されます。 (窓口負担額は 1 割負担 50 円、2 割負担 100 円、3 割負担 150 円)

時間外対応加算3

当院では継続的に受診している方からの夜間、休日の問い合わせに対して、院内に掲示している電話番号で対応できる体制をとっております。

一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の薬品名を指定せず、薬品の成分をもとにした一般 名処方により処方箋を発行しております。

ご不明な点がありましたら当院職員までご相談下さい。

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は以下のとおりです。

初診料 291 点

再診料 75点

コンタクトレンズ検査料1 200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方でも、診療内容等により異なった診療費用を算定 する場合があります。

短期滞在手術等基本料1

当院では短期滞在手術等基本料1に関する基準を満たし届出しております。

日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されています。

対象手術:水晶体再建術(白内障手術) 翼状片手術(弁の移植を要するもの)

